

第六十四回国会 災害対策特別委員会雪害対策小委員会議録 第三号

昭和四十五年十二月十五日(火曜日)

午前十一時二十五分開議

出席小委員

小委員長 天野 光晴君

高島 修君

川俣健二郎君

貝沼 次郎君

出席政府委員

経済企画庁総合

開発局長 岡部 保君

小委員外の出席者

災害対策特別委

員 津川 武一君

内閣総理大臣官

房参事官 高橋 盛雄君

経済企画庁総合

開発局長 桜井 芳水君

経済企画庁総合

開発局長 足利 知己君

地帯振興課長

大蔵省主計局主

計官 藤井 直樹君

文部省管理局教

育施設部技術参

事官 大串不二雄君

厚生省医務局総

務課長 柳瀬 孝吉君

建設省道路局企

画課長 井上 孝君

自治大臣官房調

査官 河野 文雄君

消防庁総務課長

宇土 條治君

本日の会議に付した案件

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件
雪害対策に関する件

○天野小委員長 これより小委員会を開会いたします。

雪害対策に関する件について調査を進めます。

まず、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

当小委員会におきましては、先国会以来、雪害対策に関する諸問題につき、鋭意協議、検討を重ねてまいりました。

その結果、緊急に措置すべき事項として、積雪が特に著しく、長期間にわたって交通が途絶する等生活が困難をきわめている地域を特別豪雪地帯として指定し、雪害対策を積極的に推進するため

の立法措置として、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案の草案を作成し、お手元に配付しました。

これらの草案の趣旨、内容につきましては、すでに十分御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただきます。

おはかりいたします。

お手元に配付の豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案を小委員会の案として決定するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○天野小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加え、同条第二項中「豪雪地帯」

の下に「又は特別豪雪地帯」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、豪雪地帯対策審議会の議決を経て内閣総理大臣が定める基準に従つて、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

第四条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、基本計画を定めるに当たつては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に必要措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

第五条第二項第一号中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

豪雪地帯対策特別措置法の施行後の状況にかんがみ、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域を特別豪雪地帯として指定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野小委員長 なお、小委員懇談会におきまして意見のありました、豪雪地帯対策特別措置法第十四条の特例措置等の立法化につきましては、今後検討いたすことにいたしたいと存じます。

○天野小委員長 次に、特別豪雪地帯対策に関する件についてであります。豪雪地帯対策特別措置法の改正に際し、政府に対し特段の配慮を必要とする事項を決議案として、委員会に提出いたしたいと存じますが、その案文を朗読いたします。

特別豪雪地帯対策に関する件(案)
政府は、特別豪雪地帯対策の実施に当り、左の事項について特段の配慮を行ない住民の安全と福祉を図るべきである。

一、特別豪雪地帯の指定に当たっては、豪雪地帯のうち集落から幹線道路につながる主要な道路における自動車の通行が積雪のため長期間にわたり不能となる地域が存在し、かつ累年平均積雪積算値が一万五千センチメートル以上である市町村を対象とするよう配慮すること。

二、特別豪雪地帯に対して、緊急に必要な左の事項について特別な措置を検討すること。

1 基幹的な市町村道を優先的に県道に昇格させ改築、除雪及び防雪事業等を大幅に促進する措置を講ずること。

2 小学校、中学校及び高等学校の冬期寄宿舎、教員住宅並びに保育所の整備等について特別な財政措置を講ずること。

3 診療所の整備及び冬期巡回診療等について特別な措置を講じ、住民の健康の確保に努めること。

4 雪害の克服のため、地域の実情に応じ、期限で、左の事業を実施すること。
(イ) 冬期通行困難な集落を基幹的な道路と結ぶ連絡路の冬期通行確保のための局部改良及び防雪事業
(ロ) 共同作業所(附属する保育所を含む)を整備するための事業
(ハ) 越冬生鮮食料品(学校給食を含む)を貯

蔵するための施設を整備するための事業
(二) その他雪害を克服するため必要な事業
右決議する。

○天野小委員長 おはかりいたします。

特別豪雪地帯対策に関する件を決議案として委員会に提出いたしたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、これらの件の委員会に対する報告等につきましては、小委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十九分散会